

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年8月10日
【四半期会計期間】	第56期第3四半期（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）
【会社名】	株式会社パルマ
【英訳名】	Palma Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴木 秀長
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町四丁目5番地20
【電話番号】	(03) 3234-0358 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 管理部長 赤羽 秀行
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区麹町四丁目5番地20
【電話番号】	(03) 3234-0358 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 管理部長 赤羽 秀行
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第55期 第3四半期累計期間	第56期 第3四半期累計期間	第55期
会計期間	自2021年10月1日 至2022年6月30日	自2022年10月1日 至2023年6月30日	自2021年10月1日 至2022年9月30日
売上高 (千円)	1,826,963	1,428,633	2,778,169
経常利益 (千円)	5,197	10,104	1,053
四半期(当期)純利益又は四半期 純損失() (千円)	36,371	2,428	29,492
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	596,769	599,918	599,918
発行済株式総数 (株)	6,652,812	6,752,793	6,752,793
純資産額 (千円)	2,189,871	2,176,678	2,189,249
総資産額 (千円)	3,892,466	3,988,677	3,632,399
1株当たり四半期(当期)純利益 又は1株当たり四半期純損失 () (円)	5.47	0.36	4.43
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	5.39	-	4.37
1株当たり配当額 (円)	-	-	1.50
自己資本比率 (%)	56.24	54.55	60.25

回次	第55期 第3四半期会計期間	第56期 第3四半期会計期間
会計期間	自2022年4月1日 至2022年6月30日	自2023年4月1日 至2023年6月30日
1株当たり四半期純利益 (円)	8.08	1.17

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 第55期第3四半期累計期間及び第55期の持分法を適用した場合の投資利益については、当社が有している関連会社は、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため記載しておりません。なお、第55期において当該株式をすべて売却しており、当第3四半期累計期間の持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
3. 第56期第3四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社の事業の内容における重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

新型コロナウイルス感染症による事業への影響については、引き続き今後の状況を注視してまいります。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、依然として、ロシア・ウクライナ問題の長期化や金融政策等を背景とした景気減速の懸念、物価上昇による景気下振れリスクが指摘されており、今後の景気の先行きは不透明な状況が続いております。一方で、新型コロナウイルス感染症に係る行動制限が緩和されたことに伴い景気は緩やかな回復基調となりました。

アフターコロナへと社会環境が変化する中で、当社は、ビジネスソリューションサービス（セルフストレージ（トランクルーム）事業者向け賃料債務保証付きBPO（ビジネスプロセスアウトソーシング）・ITソリューションサービス等）の受託伸長と、ターンキーソリューションサービス事業におけるセルフストレージ施設の開発・投資及び運営施設の稼働向上に向けた活動を進めてまいりました。

以上の結果、当3四半期累計期間の業績は、売上高は1,428,633千円（前年同四半期比21.8%減）となりました。損益面では、営業利益は8,903千円（前年同四半期比11.6%減）、経常利益は10,104千円（前年同四半期比94.4%増）、投資有価証券評価損を特別損失に計上したことにより、四半期純損失2,428千円（前年同四半期は36,371千円の四半期純利益）となりました。

セグメントの経営成績は以下のとおりであります。

(ビジネスソリューションサービス)

当第3四半期累計期間は、堅調なセルフストレージの利用動向を背景に、非対面・非接触によるオペレーション環境へのシフトや安全で効果的な賃料回収手段の確立需要に向けたソリューションとして、既存顧客事業者からの堅調な申込に加え、ジェイアール東日本開発(株)などの異業種からの新規受託や他社保証委託からの切り替えなど、新規提携先の拡大も進展し、賃料債務保証付きBPOサービスやW E B 予約決済・在庫管理システム「クラリス」の受託が伸長、当第3四半期末時点の主力サービスの賃料債務保証付きBPOサービス受託残高は既存顧客事業者にて、滞納保証の未加入となっていた契約を包括的に滞納保証受託したことにより、123,597件（前期比21.3%増）当第3四半期累計期間の包括分を含む新規契約件数は39,948件（前年同四半期比64.3%増）となりました。

以上の結果、売上高は891,093千円（前年同四半期比11.0%増）、費用面では前年同四半期と比べサービス受託残高増加による貸倒引当金の積み増しや撤去収納物の増加、システム保守内容の見直し等により費用増加もあり、営業利益は296,832千円（前年同四半期比0.2%減）となりました。

(ターンキーソリューションサービス)

当第3四半期累計期間は、昨年9月にパイプライン契約（投資対象セルフストレージ物件等に関する情報提供・優先交渉権の付与）を締結したシンガポールの大手セルフストレージ運営会社 StorHubのグループ企業への投資適格物件紹介に加え、「横浜市中区本牧原」物件を開発し、セルフストレージ事業者に対し販売いたしました。加えて、投資事業量と将来の運営サービス提供機会の拡大するために、「北区岩淵町」、「世田谷区瀬田」所在のセルフストレージ施設開発用地や本州に点在する稼働中のコンテナ型トランクルーム20施設を取得いたしました。

一方、賃貸運営面では、既存のマスタリース取引における賃料負担額が増加しておりますが、集客オペレーションや広告宣伝手法の継続的な見直しにより運営施設の稼働向上を推進、賃料収入が前年同四半期比2割増加するなど、賃貸収支の改善を図りました。

以上の結果、当第3四半期累計期間の業績は、売上高は537,539千円（前年同四半期比47.5%減）、営業損失は176,942千円（前年同四半期は164,411千円の営業損失）となりました。

(2) 財政状態の分析

資産の部

流動資産は、前事業年度末と比べて354,547千円増加し、3,769,376千円となりました。これは主に販売用不動産が338,788千円、仕掛販売用不動産が242,660千円、求償債権が84,000千円、売掛金が20,641千円増加する一方で、棚卸資産の増加等により現金及び預金が322,235千円減少したことによるものであります。固定資産は、前事業年度末と比べて1,730千円増加し、219,300千円となりました。これは主に繰延税金資産が18,201千円増加する一方で、有形及び無形固定資産の減価償却による減少10,307千円、有価証券評価損の計上等により投資有価証券が6,009千円減少したことによるものであります。

この結果、当第3四半期累計期間末における資産合計は、前事業年度末と比べて356,277千円増加し、3,988,677千円となりました。

負債の部

流動負債は、前事業年度末と比べて9,241千円増加し、853,446千円となりました。これは主に短期借入金が150,000千円、未払消費税が36,785千円、未払費用が10,597千円、契約負債が7,642千円減少する一方で、1年内返済予定の長期借入金が198,360千円、未払法人税等が19,667千円増加したことによるものであります。固定負債は、前事業年度末と比べて359,607千円増加し、958,552千円となりました。これは長期借入金が359,607千円増加したことによるものであります。

この結果、当第3四半期累計期間末における負債合計は、前事業年度末と比べて368,848千円増加し、1,811,998千円となりました。

純資産の部

純資産合計は、前事業年度末と比べて12,570千円減少し、2,176,678千円となりました。これは主に配当金の支払10,128千円及び四半期純損失2,428千円を計上したことによるものであります。

なお、自己資本比率につきましては54.6%となりました。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第3四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営成績について重要な変更はありません。

(4) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当第3四半期累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容」中の重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(5) 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当第3四半期累計期間において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については重要な変更はありません。

(6) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第3四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(7) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	16,000,000
計	16,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (2023年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2023年8月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	6,752,793	6,752,793	東京証券取引所 (グロース市場)	単元株式数は100株 であります。
計	6,752,793	6,752,793	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2023年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2023年4月1日～ 2023年6月30日	-	6,752,793	-	599,918	-	510,367

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2023年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2023年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 300	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 6,750,100	67,501	-
単元未満株式	普通株式 2,393	-	-
発行済株式総数	6,752,793	-	-
総株主の議決権	-	67,501	-

【自己株式等】

2023年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社パルマ	東京都千代田区麹町四丁目5番地20	300	-	300	0.00
計	-	300	-	300	0.00

(注) 上記自己保有株式には、単元未満株式48株は含まれておりません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（2023年4月1日から2023年6月30日まで）及び第3四半期累計期間（2022年10月1日から2023年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年9月30日)	当第3四半期会計期間 (2023年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,016,837	2,694,602
金銭の信託	1,350	1,350
売掛金	93,799	114,440
求償債権	306,038	390,039
販売用不動産	-	338,788
仕掛販売用不動産	83,171	325,831
その他	78,583	143,898
貸倒引当金	164,950	239,573
流動資産合計	3,414,829	3,769,376
固定資産		
有形固定資産	49,866	44,626
無形固定資産	19,518	13,247
投資その他の資産	148,184	161,426
固定資産合計	217,569	219,300
資産合計	3,632,399	3,988,677
負債の部		
流動負債		
短期借入金	150,000	-
1年内返済予定の長期借入金	385,004	583,364
未払法人税等	8,208	27,875
契約負債	128,681	121,039
その他	172,311	121,167
流動負債合計	844,205	853,446
固定負債		
長期借入金	589,045	948,652
その他	9,900	9,900
固定負債合計	598,945	958,552
負債合計	1,443,150	1,811,998
純資産の部		
株主資本		
資本金	599,918	599,918
資本剰余金	510,367	510,367
利益剰余金	1,078,233	1,065,676
自己株式	173	173
株主資本合計	2,188,346	2,175,789
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	9	12
評価・換算差額等合計	9	12
新株予約権	911	902
純資産合計	2,189,249	2,176,678
負債純資産合計	3,632,399	3,988,677

(2) 【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自 2021年10月1日 至 2022年6月30日)	当第3四半期累計期間 (自 2022年10月1日 至 2023年6月30日)
売上高	1,826,963	1,428,633
売上原価	1,283,870	893,543
売上総利益	543,093	535,089
販売費及び一般管理費	533,020	526,186
営業利益	10,073	8,903
営業外収益		
受取利息	16	17
投資有価証券売却益	9,378	9,990
その他	842	172
営業外収益合計	10,238	10,180
営業外費用		
支払利息	13,756	8,978
投資有価証券売却損	1,335	-
その他	21	-
営業外費用合計	15,113	8,978
経常利益	5,197	10,104
特別利益		
関係会社株式売却益	30,060	-
特別利益合計	30,060	-
特別損失		
投資有価証券評価損	-	6,003
特別損失合計	-	6,003
税引前四半期純利益	35,257	4,100
法人税、住民税及び事業税	10,072	24,728
法人税等調整額	11,185	18,199
法人税等合計	1,113	6,529
四半期純利益又は四半期純損失()	36,371	2,428

【注記事項】

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(四半期特有の会計処理)

該当事項はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

前事業年度の有価証券報告書の(追加情報)「新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り」に記載した新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等を含む仮定について重要な変更はありません。

(四半期貸借対照表関係)

当座借越契約

当社は、資金調達の機動性を高めるため、金融機関11行(前事業年度は11行)との間に当座借越契約を締結しております。なお、これらの契約に基づく借入の実行状況はそれぞれ以下のとおりであります。

	前事業年度 (2022年9月30日)	当第3四半期会計期間 (2023年6月30日)
当座借越極度額	730,000千円	730,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	730,000	730,000

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産等に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 2021年10月1日 至 2022年6月30日)	当第3四半期累計期間 (自 2022年10月1日 至 2023年6月30日)
減価償却費	18,237千円	12,782千円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 2021年10月1日 至 2022年6月30日)

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年11月12日 取締役会	普通株式	26,610	4	2021年9月30日	2021年12月23日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自 2022年10月1日 至 2023年6月30日)

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2022年11月11日 取締役会	普通株式	10,128	1.5	2022年9月30日	2022年12月22日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間末日後となるもの

該当事項はありません。

(持分法損益等)

前第3四半期累計期間(自 2021年10月1日 至 2022年6月30日)

当社が有している関連会社は、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

当第3四半期累計期間(自 2022年10月1日 至 2023年6月30日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期累計期間(自 2021年10月1日 至 2022年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位:千円)

	報告セグメント		合計	調整額 (注)1	四半期 損益計算書 計上額 (注)2
	ビジネス ソリューション サービス	ターンキー ソリューション サービス			
売上高					
顧客との契約から生じる収益	792,068	765,947	1,558,016	-	1,558,016
その他の収益	10,987	257,959	268,947	-	268,947
外部顧客への売上高	803,057	1,023,905	1,826,963	-	1,826,963
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	803,057	1,023,905	1,826,963	-	1,826,963
セグメント利益又は損失 ()	297,545	164,411	133,134	123,061	10,073

(注)1.セグメント利益又は損失の調整額 123,061千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用となります。

2.セグメント利益又は損失は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期累計期間(自 2022年10月1日 至 2023年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位:千円)

	報告セグメント		合計	調整額 (注)1	四半期 損益計算書 計上額 (注)2
	ビジネス ソリューション サービス	ターンキー ソリューション サービス			
売上高					
顧客との契約から生じる収益	877,706	206,636	1,084,343	-	1,084,343
その他の収益	13,387	330,902	344,290	-	344,290
外部顧客への売上高	891,093	537,539	1,428,633	-	1,428,633
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	891,093	537,539	1,428,633	-	1,428,633
セグメント利益又は損失 ()	296,832	176,942	119,890	110,986	8,903

(注)1.セグメント利益又は損失の調整額 110,986千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用となります。

2.セグメント利益又は損失は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 2021年10月1日 至 2022年6月30日)	当第3四半期累計期間 (自 2022年10月1日 至 2023年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益又は1株当たり 四半期純損失()(円)	5.47	0.36
(算定上の基礎)		
四半期純利益又は四半期純損失()(千円)	36,371	2,428
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失 ()(千円)	36,371	2,428
普通株式の期中平均株式数(株)	6,652,537	6,752,445
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益(円)	5.39	-
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	96,800	-
希薄化効果を有していないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式の 概要	-	-

(注) 当第3四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年8月10日

株式会社パルマ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 新居 幹也
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 海上 大介
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社パルマの2022年10月1日から2023年9月30日までの第56期事業年度の第3四半期会計期間（2023年4月1日から2023年6月30日まで）及び第3四半期累計期間（2022年10月1日から2023年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社パルマの2023年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。